

三次観光イメージキャラクター使用取扱規程

この規程は、三次市が著作権を有する三次観光イメージキャラクター「きりこちゃん」（以下「イメージキャラクター」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用の範囲）

第1条 イメージキャラクターは、次の各号に掲げる目的に使用することができる。

- (1) 三次市の観光 PR
- (2) 三次市のイメージアップ
- (3) 三次市政の啓発広報
- (4) 三次市内の地域振興
- (5) その他市長が認める場合

2 使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、イメージキャラクターを使用することができないものとする。

- (1) 三次市の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (5) イメージキャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) その他、使用することが不相当と認められるとき。

（使用者の遵守事項）

第2条 イメージキャラクターの使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の

配慮を払うこと。

(3) 「きりこちゃんデザインマニュアル」に従い、定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。

(4) イメージキャラクターを使用する物品等には、「きりこちゃん」ロゴマークもしくは「三次観光イメージキャラクター きりこちゃん」の表記を付すること。

2 当該使用に係る物件を原因とする事故については、三次市は一切の責任を負わない。

3 やむを得ずデザインを加工する場合は、必ず申し出、承認を得ること。

（使用承認申請）

第3条 イメージキャラクターの使用を希望する者は、あらかじめ三次観光イメージキャラクター使用承認申請書（様式第1号）に使用見本、イメージ図等の必要書類を添付して三次市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 三次市が使用するとき。

(2) 三次市内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道および広報の目的で使用するとき。

(4) その他、市長が適当と認めたとき。

2 前項の承認は、三次観光イメージキャラクター使用承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。また、承認しない場合は、三次市観光イメージキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）をもって行うものとする。

（使用料）

第4条 イメージキャラクターの使用料は、無償とする。

（完成品の提出）

第5条 第3条の承認に係る物品等の完成品は、完成後速やかに提出を行う

こと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真を持って代えることができる。

(使用の差し止め)

第6条 三次市は、イメージキャラクターの使用が第1条2号の規定に該当すると認められる場合は、使用の承認を取り消し、当該使用に係る物件の使用停止および回収を求める等の措置をとることができる。

2 前項の通知は、三次観光イメージキャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)により行うものとする。

3 差し止めに伴う使用物件の回収費等は、使用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第7条 三次市は、イメージキャラクターの使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この制度は、平成24年3月26日から施行する。